

立ちどまらない保険。  
三井住友海上あいおい生命  
MS&AD INSURANCE GROUP



商品パンフレット 兼 契約概要 | 2011.10

## 新ガン保険α (低解約返戻金特則付)

無配当

安心して治療に  
専念できます



©NIPPON ANIMATION CO.,LTD.

保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報をまとめた「契約概要」を掲載していますので、ご検討に際して必ずお読みください。

三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へワクチン等の購入費用を寄付します。



&LIFE 新ガン保険α

# ガンによる療養を 診断から退院後まで トータルにサポートします。

※&LIFE 新ガン保険αは「新ガン保険α 無配当」の販売名称です。

つまり…

しっかり準備することで、安心してガンの治療に専念できます。

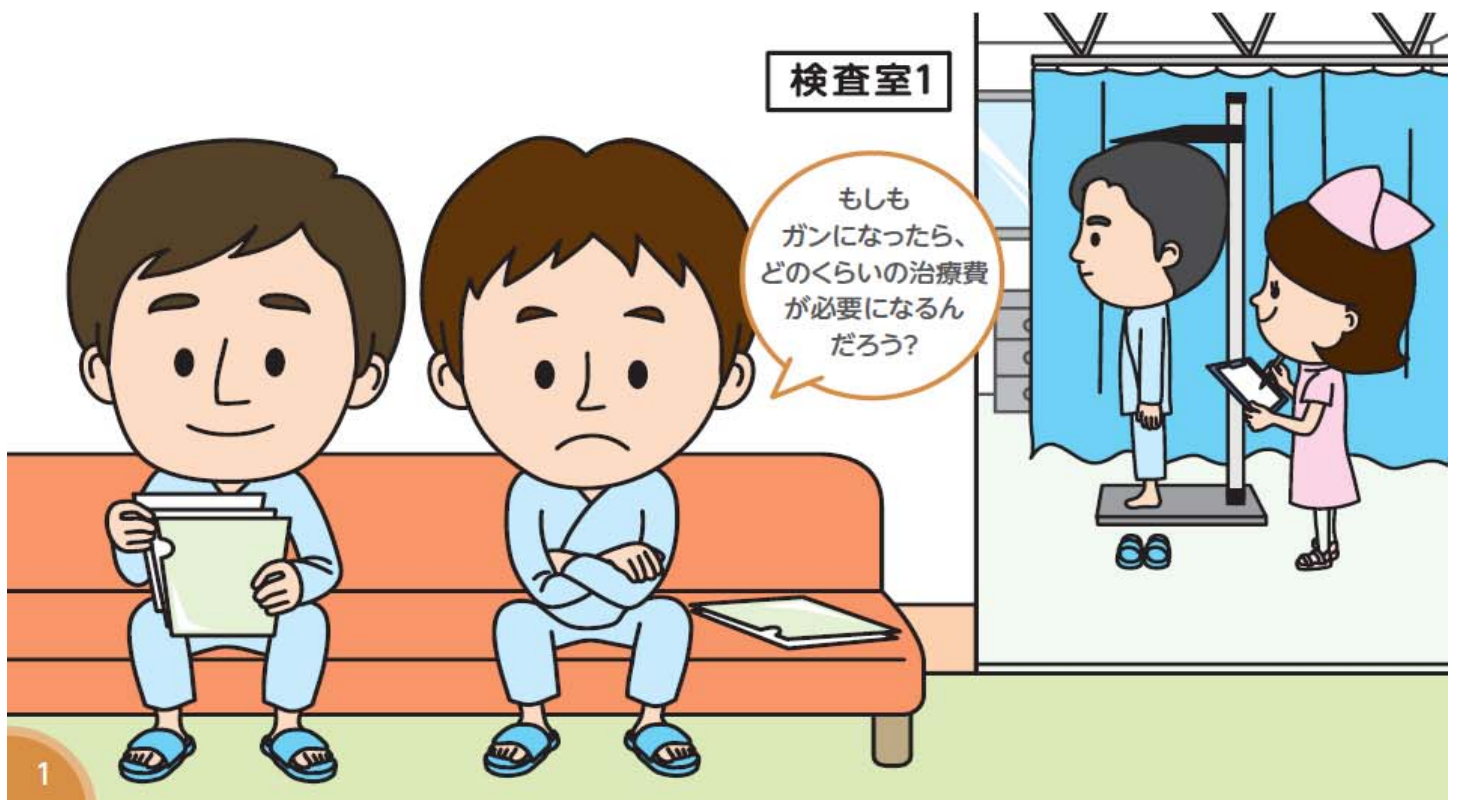
ガンを治すための  
保障

必ずセットされています

+

ガンと闘うための  
保障

必要なオプションを選べます

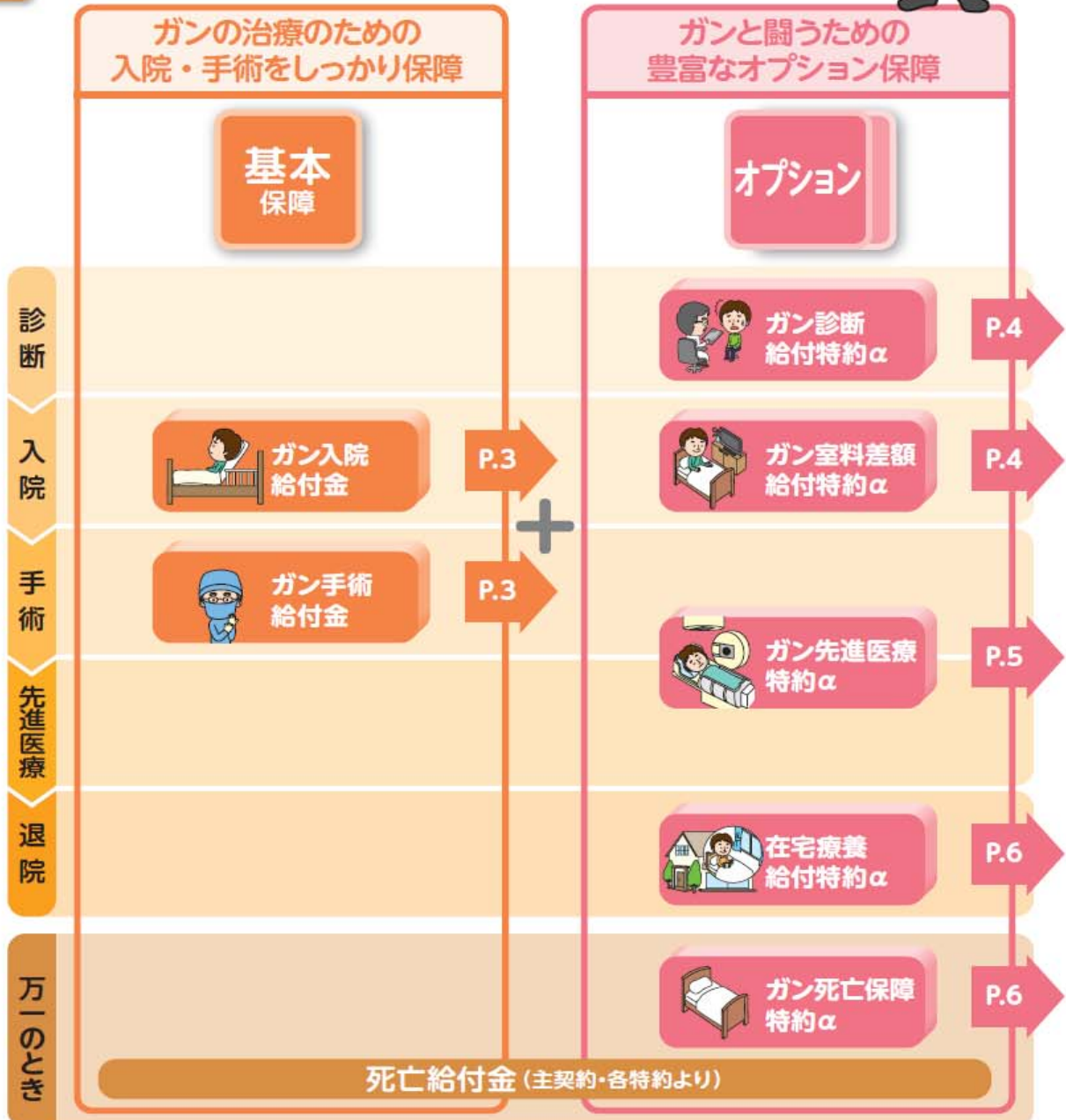


# 特徴としくみ

この商品の魅力をご紹介します。



しくみ ガン治療の段階ごとに、保障を準備することができます。



ガンに関する保障は、ご契約後、一定期間を経過した後に開始します。詳細はP.7をご参照ください。

健康で快適な生活を応援します  
“満点生活応援団”  
(ご契約者向けサービス)

三井住友海上あいおい生命の保険商品をご契約いただきますと、健康・医療・育児・介護・税務・暮らしにかかわるサービスでお客さまの生活を応援する“満点生活応援団”（通話料無料）をご利用いただけます。

**基本  
保障**

**ガンの治療のための入院・手術を  
しっかり保障します。**

5日以内の入院:ガン入院給付金日額×5 6日以上入院:ガン入院給付金日額×入院日数



**入院**

日数制限  
なし

**日帰り入院<sup>注</sup>**から保障します。  
5日以内の入院なら一律5日分を  
お受け取りいただけます。

ガンの治療を  
目的として  
入院されたとき

ガン入院給付金

入院5日目まで一律

入院6日目以降1日につき

**10万円**



**2万円**

注 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。



**手術**

回数制限  
なし

ガン入院給付金**日額の20倍**を  
お受け取りいただけます。

ガンの治療を  
目的として  
手術を  
受けられたとき

ガン手術給付金

1回につき

**40万円**

一  
生  
涯  
保  
障

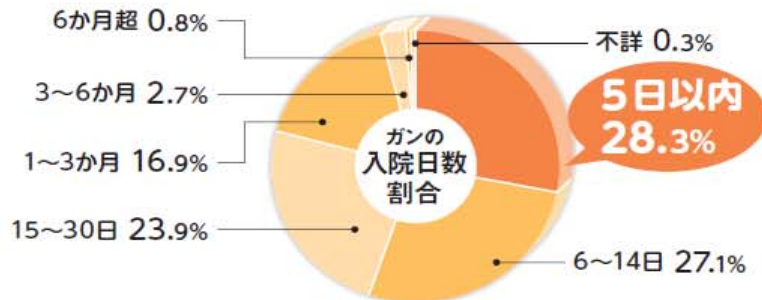
**ご契約例**

**終身保障タイプ** 新ガン保険α(低解約返戻金特則付)  
保険期間:終身

**主要約**  
ガン入院給付金 日額2万円  
ガン手術給付金 1回につき40万円

**特約**  
ガン診断給付特約α 200万円  
ガン室料差額給付特約α 入院中の室料差額  
ガン先進医療特約α 技術料と交通費・宿泊費  
在宅療養給付特約α 40万円  
ガン死亡保障特約α 200万円

**参考 ガンでも、短期入院の場合があります。**



※5日以内とは4泊5日以内の入院をいいます。  
厚生労働省「平成20年度 患者調査」

## オプション

# ガンと徹底的に闘うための豊富なオプションをプラスできます。



## 診断

ガン診断給付特約α

ガンと診断されたとき  
(再発による入院も含む)

ガン診断給付金

回数制限なし

初めてガンと診断確定されたとき、およびその後2年以上経過してガンにより入院されたとき、お受け取りいただけます。

一時金として

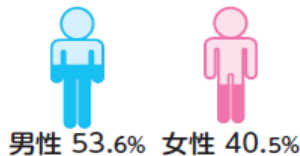
ガン診断給付金額  
200万円の場合

# 200万円

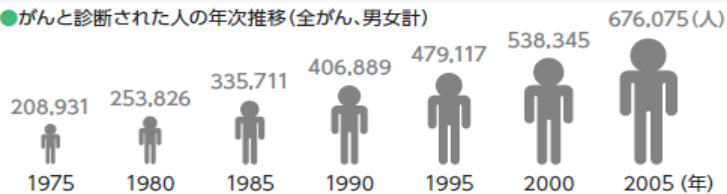
※ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に、再度ガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いしません。

参考 一生のうちにガンと診断される確率は約2人に1人となっています。

●一生のうちにガンと診断される確率



●ガンと診断された人の年次推移(全ガン、男女計)



国立がん研究センターがん対策情報センター  
財団法人がん研究振興財団「がんの統計 2010年版」



## 差額ベッド代

ガン室料差額給付特約α

室料差額が発生したとき

ガン室料差額給付金

実費払

ガン入院給付金の支払われる入院をされ、**差額ベッド代**(室料差額)が発生したとき、室料差額の実費をお受け取りいただけます。

## 入院中の差額ベッド代

ただし、

ガン室料差額基準日額×ガン入院給付金の支払われる入院の日数が**限度**となります。

※同一の被保険者が当社の室料差額給付関係特約(室料差額給付特約α、一時払室料差額給付特約、ガン室料差額給付特約α)を複数契約することはできません。



### 「差額ベッド代」とは

個室や少人数の部屋を希望して入院した場合の大部屋との室料差額(上乗せされる部屋やベッドの使用料)のことをいい、その料金は全額自己負担となります。なお、大部屋に入院した場合には、室料差額はありませぬ。

### 差額ベッド代が必要な部屋の基準

(2011年4月現在)

- ① 1病室のベッド数が4床以下
- ② 病室の面積が1人あたり6.4m<sup>2</sup>以上
- ③ ベッドごとにプライバシーの確保を図るための設備を備えている
- ④ 個人用の収納設備や机・椅子・照明設備を備えている

オプション

# ガンと徹底的に闘うための 力強い保障を、さらにプラスできます。



## 先進医療

ガン先進医療特約α

ガンの診断や治療で、  
先進医療を受けられたとき

ガン先進医療給付金

実費払

ガンを直接の原因として  
先進医療による療養を受けられたとき、  
お受け取りいただけます。

### 先進医療にかかわる技術料と 約款所定の交通費・宿泊費

※同一の被保険者が当社の先進医療関係特約(先進医療特約、先進医療特約α、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約、ガン先進医療特約α)を複数契約することはできません。  
※宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。  
※ガン先進医療給付金のお支払いは、保険期間通算で1,000万円を限度とします。



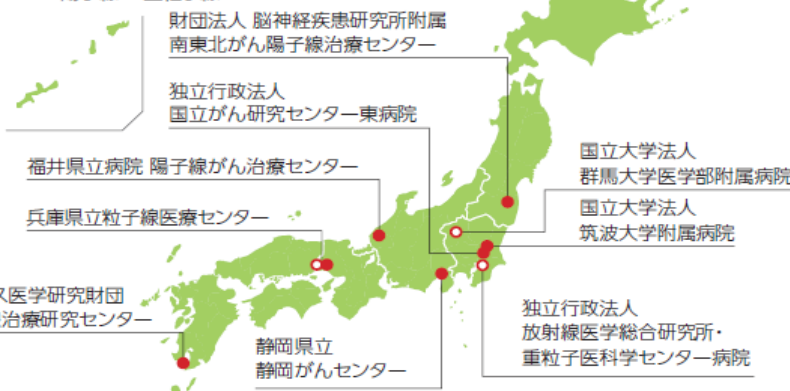
### 「先進医療」とは

大学病院等の医療機関で研究・開発された最新の医療技術の中で、安全性と治療効果を確保したうえで、一般の保険診療との併用(混合診療)が認められた制度を「先進医療」といいます。  
診察・検査等一般の保険診療と共通する部分は公的医療保険制度の対象(保険診療)になりますが、先進医療にかかわる費用は全額自己負担(保険外診療)です。

先進医療は高額な費用がかかる場合がありますが、治療の選択肢として備えておきたいものです。たとえば、ガン組織へピンポイントで照射する重粒子線や陽子線を使った粒子線治療は、体への負担が少なく治療効果が見込めます。

先進医療として粒子線治療を実施している医療機関<sup>注</sup>

●陽子線 ○重粒子線



粒子線治療の平均費用<sup>注</sup>(めやす)

重粒子線治療 約297万円

陽子線治療 約277万円

先進医療を実施している医療機関は限られており、治療費に加え交通費・宿泊費の負担も見逃せません。



※先進医療技術の個別具体的な説明については、実施医療機関の医師等の専門家にお問い合わせください。

注 第57回先進医療専門家会議資料「平成22年度実績報告(平成21年7月1日～平成22年6月30日)」をもとに当社試算。医療機関は2011年6月1日現在(厚生労働省HPおよび当社調べ)の内容をもとに当社作成

この特約における「先進医療」とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に規定する先進医療をいいます。

(ご注意ください)

●お支払対象となる医療技術が追加される場合があります。

この特約の保険期間中に、新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術は先進医療給付金のお支払対象となります。

●医療技術によっては、将来的にお支払対象外となる場合があります。

一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって受療された日現在で「先進医療」に該当していない場合、先進医療給付金のお支払対象となりません。したがって、この特約の保険期間中にお支払対象となる先進医療は変動しますので、ご契約時に対象となっていた医療技術であってもお支払対象外となる可能性があります。

●それぞれの医療技術には受療いただく施設に基準があります。

お支払対象となる先進医療は、その医療技術ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。



## 退院

在宅療養給付特約α

ガンによる20日以上  
入院をされた後、  
無事退院されたとき

在宅療養給付金

回数制限  
なし

1回の退院につき  
ガン入院給付金日額の20倍を  
お受け取りいただけます。

ガン入院給付金日額  
2万円の場合

一時金として

40万円

※在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。



### 「在宅療養給付金」とは

ガンの治療後に無事退院されたとき、再発防止のための検査や検診、通院にかかる費用や体調管理に必要な費用等、さまざまな負担がかかります。このような退院後の負担をサポートすることで、お客さまに安心して療養していただくための保障です。



## 死亡・ 高度障害

ガン死亡保障特約α

ガンを原因として  
死亡されたとき・  
高度障害になられたとき

ガン死亡保険金

ガン高度障害保険金

ガンを直接の原因としてお亡くなりになられたとき  
ガン死亡保険金を、ガンを直接の原因として  
高度障害状態になられたとき  
ガン高度障害保険金をお受け取りいただけます。

ガン死亡保険金額  
200万円の場合

200万円

※ガン死亡保障特約αにおいては、ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金・死亡給付金は各々重複してお支払いしません。

### 参考 日本人の約3割がガンによって亡くなっています。

#### ●主要死因と構成割合



※「不慮の事故」には交通事故を含む。  
「心疾患」は高血圧性を除く。  
厚生労働省  
「平成21年 人口動態統計(確定数)の概況」

## 死亡されたとき

### 解約返戻金相当額

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約・各特約の解約返戻金に相当する額を死亡給付金としてお支払いします。

死亡給付金

※ガン死亡保障特約αについては、被保険者がガンを直接の原因として亡くなられた場合には、死亡給付金ではなく、ガン死亡保険金をお支払いします。  
※死亡給付金はご契約内容等により異なりますが、特に定期保障タイプの場合はまったくないか、あってもごくわずかです。

## 保障 開始

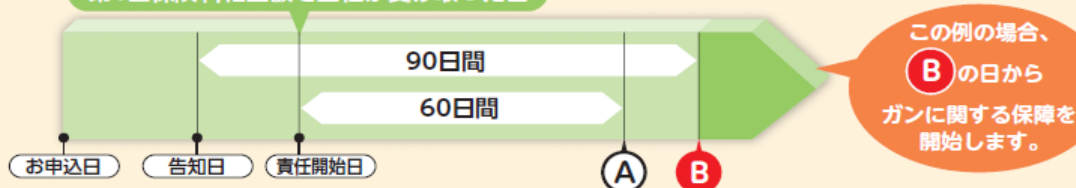
# ガンに関する保障は、ご契約後、 一定期間を経過した後に開始します。

### ガン給付責任開始期についてご説明します。

● ガンに関する保障については、口座振替扱の場合、次のいずれか遅い日から保障を開始します(ガン給付責任開始期)。

- Ⓐ 責任開始日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
- Ⓑ 告知日(健康状態等を当社にお知らせになった日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日

第1回保険料相当額を当社が受け取った日



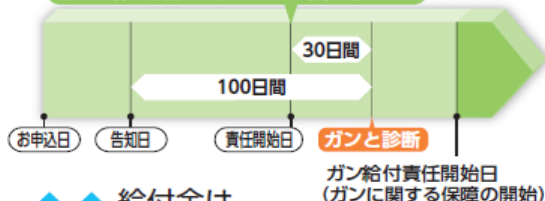
⚠ ガン給付責任開始期よりも前にガンと診断確定された場合には、ご契約は無効となります。

たとえば…

#### ケース①

健康状態などの告知をしてから100日が経過して、初めてガンと診断確定された。第1回の保険料を払い込んだのは、30日前だった。

第1回保険料相当額を当社が受け取った日

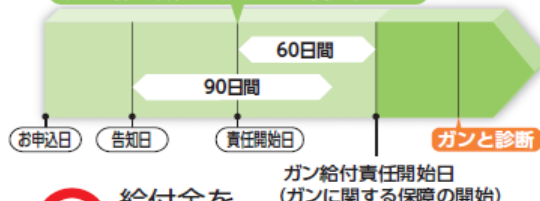


給付金は  
お受け取りいただけません。

#### ケース②

健康状態などの告知をしてから90日が経過した後、ガンと診断確定された。第1回の保険料を払い込んでから、60日を経過していた。

第1回保険料相当額を当社が受け取った日



給付金を  
お受け取りいただけます。



### 自動振替貸付制度のご案内

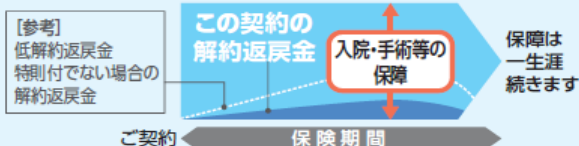
### お客様の保険を失効させないために

一時的に保険料の払込みができないときでもお客様の保険が継続できるように、新ガン保険αは解約返戻金を原資に、その範囲内で保険料を自動的に立て替える「自動振替貸付制度」をご利用いただけます。なお、この保険は保険期間を通じて解約返戻金の水準が低くなっています。そのため終身保障タイプは、ご契約後しばらくの間(3年程度)は自動振替貸付制度がご利用できない場合や立替回数が少ない場合があります。また、定期保障タイプは保険期間を通じて自動振替貸付制度がご利用できないか立替回数が少なくなります。

### 解約返戻金について

この保険の解約返戻金は、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に「低解約返戻金割合」を乗じた水準となります。「低解約返戻金割合」とは低解約返戻金特則付でない契約より解約返戻金の水準を低く設定する場合の割合をいい、この保険の低解約返戻金割合は保険期間を通じて30%となります。この保険の解約返戻金は主契約・特約とも払込保険料累計額を下回ります。また、定期保障タイプの保険期間満了時には解約返戻金は0(ゼロ)となります。

終身保障タイプの場合のイメージ図



### 保険の「失効」って何

保険料のお払込みが猶予期間を過ぎてもなく、保険料の自動振替貸付も適用できない場合に、ご契約の効力が失われることをいいます。

# お受取例

ガンになられたときに、お受け取りいただける給付金例です。



## 具体的なお受取例

### 1 大腸の上皮内ガンが判明。3日間入院し、内視鏡手術を受けた。



ご契約例:主契約(ガン入院給付金日額:2万円)/ガン診断給付特約α(ガン診断給付金額:200万円)

### ? 「上皮内ガン」とは

上皮内ガンとは、皮膚などの表層の腫瘍や、消化器・臓器などの粘膜内にとどまり、より深部に広がっていないごく早期のガンのことをいいます。

※この保険の対象となるガンは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」CD-10(2003年版)準拠に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。詳細は「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

### 上皮内ガンの例

- ① 表皮内の皮膚ガン
- ② 食道や胃の粘膜内ガン
- ③ 結腸や直腸の粘膜内ガン
- ④ ゼロ期の子宮頸ガン

### 2 前立腺ガンが判明。15日間入院し、重粒子線治療(先進医療)を受けた。



ご契約例:主契約(ガン入院給付金日額:2万円)/ガン診断給付特約α(ガン診断給付金額:200万円)/ガン先進医療特約α

### 3 直腸ガンが判明し、20日間入院し、手術をした。個室に入院したため、差額ベッド代が1日7,000円かかった。



ご契約例:主契約(ガン入院給付金日額:2万円)/ガン診断給付特約α(ガン診断給付金額:200万円)/ガン室料差額給付特約α(ガン室料差額基準日額:1万円)/在宅療養給付特約α

# Q&A

お客さまからのご質問にお答えします。



## 契約の際、医師の診査が必要なの？



医師の診査は必要ありません。

▶ 被保険者ご自身の健康状態等について告知していただくことでお申込みいただけます。

※過去の傷病歴（傷病名・治療期間）により、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。また、告知していただいたことがらと事実と違っていた場合、ご契約が解除となったり、給付金等をお受け取りいただけないことがあります。

## 本人がガンと知らないときは給付金を請求できないの？



代理請求人が被保険者に代わってガン入院給付金等を請求いただけます。

▶ ガン入院給付金等は通常被保険者ご本人に請求いただけますが、被保険者がガンと知らされていない場合等ガン入院給付金等を請求することができない特別な事情があるときは、代理請求人がガン入院給付金等を請求することができます。

### 代理請求人の種類

指定代理請求人	代理請求人
ご契約者が被保険者の同意を得て、約款所定の範囲内であらかじめ指定した方。 例:被保険者の配偶者、親、子、兄弟姉妹等	指定代理請求人が指定されていない場合、または指定代理請求人が代理請求することができない特別な事情がある場合に、被保険者との関係が約款所定の範囲内である方。

## 給付金が支払われない場合があるの？



たとえば次のような場合には、給付金等をお支払いできません。

給付金等をお支払いできない場合	例
ガンの保障が始まる前（ガン給付責任開始期前）に、ガンと診断確定された場合	ご契約後に健康診断で胃の異常を指摘され、精密検査の結果、ガン給付責任開始期前に胃ガンと診断確定されたとき ※ご契約者・被保険者がガンと診断確定された事実を知っていると知らないにかかわらず、ご契約は無効になります。
故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約が解除されたとき 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき	ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書にて正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき
お支払対象とならない手術を受けられたとき（ガン手術給付金の場合）	・大腸のポリープ（良性）の摘出術 ・診断・検査（生検（せいけん）、腹腔鏡検査等）を目的とした細胞の摘出術 等
ガンの治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合、医師のもとで治療に専念していない場合 等	肺ガンで通院治療中に、急性心筋梗塞の治療を目的とする入院をされたとき

※詳細は「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

# 契約概要

新ガン保険α 無配当

契約概要

重要事項説明

必ずお読みください

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 本書面をお読みいただくことは重要です。特に「給付金等をお支払いできない場合について」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- 本書面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- 本書面における保険期間、引受条件(ガン入院給付金日額等)、保険料に関する事項等は代表事例を記載しております。ご契約に際しては、「申込書」や「保険設計書」によりお申込内容や具体的な数値をご確認ください。

## 商品の特徴

- ガンになられた場合のさまざまな保障を確保できる商品です。  
※主契約はガンによる約款所定の入院・手術を保障します。

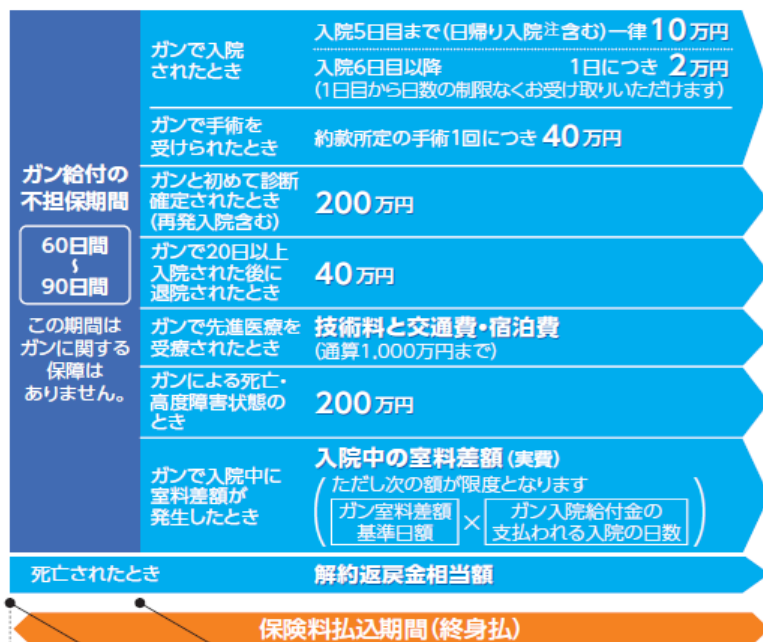
## 商品のしくみ

### 終身保障タイプの場合

#### ご契約例

(計算基準日：2011年10月1日)  
年齢・性別：30歳・男性  
ガン入院給付金日額：20,000円  
付加する特約：  
●ガン診断給付特約α  
(ガン診断給付金額200万円)  
●在宅療養給付特約α  
●ガン先進医療特約α  
●ガン死亡保障特約α  
(ガン死亡保険金額200万円)  
●ガン室料差額給付特約α  
(ガン室料差額基準日額1万円)  
低解約返戻金期間：保険期間と同一  
低解約返戻金割合：30%  
保険期間・保険料払込期間：終身注  
月払保険料(口座振替)：7,735円

注 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。



注 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。

#### 保険料例 上記ご契約例の場合

(単位:円)

ご契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
男性	5,603	6,501	7,735	9,329	11,375	14,089	17,431
女性	4,707	5,437	6,343	7,445	8,677	9,973	11,605

※上記は特約保険料を含みます。

# 契約概要

## 定期保障タイプの場合

### ご契約例

(計算基準日：2011年10月1日)

年齢・性別：30歳・男性

ガン入院給付金日額：20,000円

付加する特約：

- ガン診断給付特約α  
(ガン診断給付金額200万円)
- 在宅療養給付特約α
- ガン先進医療特約α
- ガン死亡保障特約α  
(ガン死亡保険金額200万円)
- ガン室料差額給付特約α  
(ガン室料差額基準日額1万円)

低解約返戻金期間：保険期間と同一

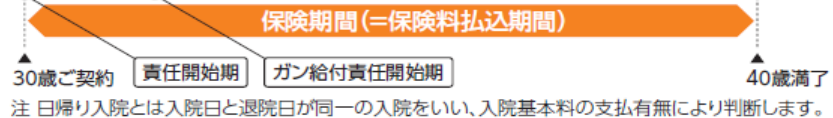
低解約返戻金割合：30%

保険期間・保険料払込期間：10年満了

月払保険料(口座振替)：2,125円

ガン給付の 不担保期間  60日間 ↓ 90日間  この期間は ガンに関する 保障は ありません。	ガンで入院 されたとき	入院5日目まで(日帰り入院注含む)一律 <b>10万円</b> 入院6日目以降 1日につき <b>2万円</b> (1日目から日数の制限なくお受け取りいただけます)
	ガンで手術を 受けられたとき	約款所定の手術1回につき <b>40万円</b>
	ガンと初めて診断 確定されたとき (再発入院含む)	<b>200万円</b>
	ガンで20日以上 入院された後に 退院されたとき	<b>40万円</b>
	ガンで先進医療を 受療されたとき	<b>技術料と交通費・宿泊費</b> (通算1,000万円まで)
	ガンによる死亡・ 高度障害状態の とき	<b>200万円</b>
ガンで入院中に 室料差額が 発生したとき	<b>入院中の室料差額(実費)</b> (ただし次の額が限度となります) $\left( \begin{array}{l} \text{ガン室料差額} \\ \text{基準日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{ガン入院給付金の} \\ \text{支払われる入院の日数} \end{array} \right)$	
死亡されたとき	<b>解約返戻金相当額</b>	

最長90歳まで自動更新



### 保険料例 上記ご契約例の場合

(単位:円)

ご契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
男性	1,731	1,879	2,125	2,629	3,745	5,617	8,481
女性	1,827	2,179	2,869	3,809	4,709	5,609	7,179

※上記は特約保険料を含みます。

※上記の保険料例は、自動更新後の年齢に応じた保険料の目安にもなります。なお、実際の更新後保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに算出しますので、今後変動することがあります。

## 保障内容(主契約)について

①～②の項目は、下記の **お支払事由および給付に際しての制限事項**によりご確認ください。

給付金	お支払事由(お支払いできる場合)
ガン入院給付金 ①	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで入院されたとき
ガン手術給付金 ②	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的とした約款所定の手術を受けられたとき
死亡給付金	死亡されたとき



### お支払事由および給付に際しての制限事項

- ガン入院給付金の支払われる入院を2回以上した場合、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン(以下「原発ガン」といいます)の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。  
ガン入院給付金は、ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとしてお支払いします。
- ガン手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープによる手術等)は、60日間に1回の給付限度があります。  
治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金はお支払いしません。  
同時に複数の手術を受けられた場合には、そのうちいずれか1種類の手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。

## 給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金等をお支払いすることはできません。

- ・責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡
- ・保険契約者または死亡給付金受取人の故意による死亡 等

※上記の事例以外にも給付金等をお支払いできない場合があります。詳細については「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 対象となるガンについて

この保険の対象となるガンは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の保障対象とはなりません。

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## ガンに関する保障の責任開始について

ガンに関する保障については次の日から保障を開始します(ガン給付責任開始期)。

- 1.口座振替扱・団体扱・準団体扱・集団扱・クレジットカード扱の場合、次の(A)・(B)のいずれか遅い日

- (A) 責任開始日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
- (B) 告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日



上記例の場合、(B)の日からガンに関する給付責任を開始します。

- 2.振替扱(送金扱)の場合、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

## 保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、約款所定の高度障害状態になられたとき(ただし、ガン死亡保障特約αの場合には被保険者が責任開始期以後のケガまたはガン以外の病気により、約款所定の高度障害状態になられたとき)は、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
  - ・保険契約者または被保険者の故意によるとき
  - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

## 自動更新について(定期保障タイプのみ)

- 更新されるご契約の保険期間は、更新前と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新されるご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。
- 自動更新を希望されない場合は、保険期間満了日の2か月前までにお申し出ください。**
- 給付金等のお支払いに関しては、更新前後の契約の保険期間は継続されたものとしてお取扱いします。

## ご契約が無効となる場合について

被保険者が告知時以前または告知時からガン給付責任開始期までの間にガンと診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、保険契約は無効となり、給付金等をお支払いすることはできません。この場合、付加されている特約も無効となります。

## 配当金について

この保険には、主契約・特約とも契約者配当金はありません。

# 契約概要

## 解約返戻金について

- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。また、定期保障タイプの保険期間満了時には解約返戻金は0(ゼロ)となります。
- 新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約には低解約返戻金特約が付加されており、その解約返戻金は低解約返戻金特約付でない場合の解約返戻金に「低解約返戻金割合」を乗じた水準となります。
- 「低解約返戻金割合」とは低解約返戻金特約付でない契約より解約返戻金の水準を低く設定する場合の割合をいい、解約返戻金の水準は「低解約返戻金割合」によって異なります。
- 新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の低解約返戻金割合は保険期間を通じて30%となります。

## 特約について

主契約に付加できる特約を記載しています。ただし、ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。各特約の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

①～③の項目は、下記の  お支払事由および給付に際しての制限事項によりご確認ください。

特約名称	給付金・保険金	お支払事由(お支払いできる場合)
<b>ガン診断給付特約α</b> ①	ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中のとき
	死亡給付金	死亡されたとき
<b>在宅療養給付特約α</b> ②	在宅療養給付金	ガン入院給付金の支払われる入院をされ、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき
	死亡給付金	死亡されたとき
<b>ガン先進医療特約α</b>	ガン先進医療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき
	死亡給付金	死亡されたとき
<b>ガン死亡保障特約α</b> ③	ガン死亡保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで死亡されたとき
	ガン高度障害保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の高度障害状態になられたとき
	死亡給付金	ガン死亡保険金の支払事由以外の事由で死亡されたとき
<b>ガン室料差額給付特約α</b>	ガン室料差額給付金	ガン入院給付金の支払われる入院をされ、室料差額が発生したとき
	死亡給付金	死亡されたとき



### お支払事由および給付に際しての制限事項

- ① ガン診断給付金は、ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとしてお支払いします。
- ② 在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。
- ③ ガン死亡保障特約αにおいては、ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金・死亡給付金は各々重複してお支払いしません。

### 特約のお支払事由(お支払いできる場合)の変更について

当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得てガン先進医療特約αのガン先進医療給付金およびガン室料差額給付特約αのガン室料差額給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

### 代理人による保険金等の請求について

被保険者と受取人が同一の場合で、受取人が保険金等(各種の保険金・給付金等)を請求できない特別な事情(被保険者本人が自らの傷病名を医師から告知されていない場合等)があるとき、または、被保険者とご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、受取人またはご契約者に代わって代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。

### 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。  
TEL : 0120-324-386 月～金 / 9:00～18:00 土 / 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)
- 当社商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
- 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険(&LIFE 新ガン保険α)です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

### 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

**三井住友海上あいおい生命保険株式会社**

MS&AD INSURANCE GROUP

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<http://www.msa-life.co.jp>

● ご相談・お申込先



**東海東京証券**

〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1

営業企画部 保険・ラップ推進グループ TEL:052-527-1123

[MS]B0054 [AD]90-054 220,000 2011.7.1(新) 登2011-A-037(2011.10.1)